

○石川県社会福祉会館管理規則（昭和47年5月19日規則第45号）

（趣旨）

第1条 この規則は、石川県社会福祉会館（以下「会館」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理の責任者）

第2条 石川県石川中央保健福祉センター福祉相談部長（以下「部長」という。）は、会館の管理を統括し、その整備及び保全に努めなければならない。

2 会館に事務所を置く出先機関の長は、その使用する室を管理するとともに、安全と秩序の維持についての部長の指示に従わなければならない。

（利用の制限）

第3条 部長は、次の各号の一に該当する者に対しては、会館の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- 二 設備をき損し、又は他の利用者に危害を加えるおそれのある物品又は動物を携帯する者
- 三 館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 四 その他部長が不適當であると認める者

（開館時間及び休館日）

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日（本館を除く。）
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（本館に限る。）
- 三 1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日まで（1月1日にあつては、本館を除く。）

3 部長は、前二項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館し、若しくは開館することができる。

（使用許可の申請等）

第5条 会館の施設（附属の設備及び器具を含む。以下同じ。）は、次の各号（本館にあつては、第2号を除く。）のいずれかに該当する場合に使用させるものとする。

- 一 社会福祉関係団体その他の公共的団体が行う公的行事で社会福祉の推進を目的とするものに使用する場合
- 二 営利を目的としない活動で県民の健康、福祉又は教育の推進に寄与するものに使用する場合（前号に該当する場合を除く。）
- 三 前二号に掲げる場合のほか、部長が特に必要があると認める場合

- 2 会館の施設を使用しようとする者は、本館にあつては使用しようとする日の30日前から5日前までの間、別館にあつては使用しようとする日の1年前から前日までの間に申請書（別記様式第1号）を部長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会館の施設は、引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、別館を使用させる場合（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。
- 4 部長は、会館の施設の使用を許可したときは、許可書を申請者に交付するものとする。

（許可事項の変更）

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可に係る事項を変更しようとするときは、すみやかに、申請書（別記様式第2号）に前条第4項の許可書を添えて部長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による許可をした場合に準用する。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を受けないで、火気を使用しないこと。
- 二 許可を受けないで、金品の募集、物品の販売又は展示等を行なわないこと。
- 三 収容定員を超えて入室させないこと。
- 四 第3条第1号から第3号までに掲げる者を入室させないこと。
- 五 火災及び盗難の防止等に留意し、使用に係る会館の施設における秩序を維持すること。
- 六 その他部長が指示する事項

（使用許可の取消し等）

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、部長は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- 一 偽りの申請により許可を受けたことが判明したとき。
  - 二 許可の条件に違反したとき。
  - 三 この規則に違反したとき。
- 2 使用者は、当該許可に係る会館の施設の使用をとりやめようとするときは、速やかに、届出書（別記様式第3号）を部長に提出しなければならない。
  - 3 部長は、前項の届出書を提出せず、会館の施設を使用しなかつた者に対し、別に定める期間、使用を許可しないことができる。

（職員の立入り）

第9条 部長は、別館の管理上必要があると認めるときは、使用中の会館の施設に所属職員を立ち入らせることができる。

（使用終了等の届出）

第10条 使用者又は使用責任者は、会館の施設の使用を終了し、又は中止したときは、直

ちに原状に回復し、部長に届け出て点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、会館の設備、器具等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を部長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、別館の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日規則第13号抄)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年9月21日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年5月23日規則第43号)

この規則は、平成元年5月27日から施行する。

附 則 (平成4年7月28日規則第48号抄)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第25号抄)

(施行期日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。